



福岡医発第721号(地)

平成25年 6月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

飲酒運転撲滅にかかる啓発について (依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて今般、福岡県新社会推進部生活安全課より標記の件について、飲酒運転撲滅条例の周知並びに「飲酒運転撲滅宣言企業」への登録、福岡県「飲酒運転撲滅ホームページ」へのリンク設定等の依頼が別添のとおりありました。

福岡県では、飲酒運転撲滅に向け、昨年「福岡県飲酒運転撲滅条例」が制定され、県民に対する「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」意識の定着を図るための取り組みがなされており、その結果、飲酒運転事故件数は185件と、一昨年から72件減少しておりますが、全国的には依然として高水準で推移しています。

つきましては、貴会におかれましても、飲酒運転撲滅運動の更なる推進のため、本件にご理解いただき、貴会会員への同条例の周知並びに貴会及び貴会会員医療機関の「飲酒運転撲滅宣言企業」への登録、貴会ホームページからの福岡県「飲酒運転撲滅ホームページ」へのリンク設定につきご協力賜りますようお願い申し上げます。

※福岡県「飲酒運転撲滅ホームページ」

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a03/insyuuntentokumetu-torikumi.html>

※本件に関する問合せ先

福岡県新社会推進部生活安全課

交通安全係 高橋 様

電話 092-643-3167 F A X 092-643-3169

小郡三井医師会より

会長 蒲池 壽

「飲酒運転撲滅宣言企業」への登録等、飲酒運転撲滅運動へのご協力をお願いいたします。

25 生安第 345 号
平成 25 年 5 月 9 日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県新社会推進部生活安全課長

飲酒運転撲滅にかかる啓発について（依頼）

薫風の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、県の交通安全対策の推進につき御理解と御協力を戴きありがとうございます。

本県では、憂慮すべき状況にある飲酒運転を撲滅するため、昨年「福岡県飲酒運転撲滅条例」を制定し、県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」意識の定着を図るべく取組を強化しております。

その結果、昨年の本県の飲酒運転事故件数は 1 8 5 件と、一昨年からは 7 2 件減少しましたが、全国的には依然として高水準で推移している状況です。

つきましては、飲酒運転撲滅運動の更なる推進のため、貴会会員に対する条例の周知や飲酒運転撲滅宣言企業の登録の働きかけ、貴会ホームページ等からの県「飲酒運転撲滅ホームページ」へのリンクの設定等につき御協力いただきたくお願いいたします。

※県ホームページのリンク先

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a03/insyuuntentokumetu-torikumi.html>

担当

福岡県新社会推進部生活安全課

交通安全係 高橋

TEL : 092-643-3167 FAX : 092-643-3169

**飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！**



私たちは宣言します。



自分にできること。

飲酒運転は、絶対しない。
家族や知人にも、絶対させない。



企業にできること。

従業員に、
飲酒運転を絶対させない。



お店にできること。

従業員はもちろんお客様に、
飲酒運転を絶対させない。

飲酒運転撲滅条例が制定されました

(全国初の罰則付き条例) 平成24年4月1日施行(同年9月21日 全面施行)

県民の責務

飲酒運転は絶対しないこと。また、家族又は知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めるとともに、知人等が飲酒運転を行おうとするときは、警察官に通報するよう努めなければなりません。



飲酒運転で検挙された場合

違反が初回のときは、アルコール依存症検査を受診するよう努めなければなりません。

5年以内に再度違反すると受診義務が課されます。

受診しない場合、5万円以下の過料

すべての事業者の責務

業務用車両の運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、従業員の飲酒運転を防止するため必要な対策を講じるよう努めなければなりません。



従業員等が通勤・通学中に飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から勤務先・通学先に通知されます。通知を受けた事業者は、違反者が再び飲酒運転をしないよう対策を講じなければなりません。

特定の事業者の責務

① 酒類を提供する飲食店の責務

- 飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。
- 駐車場を有する場合は、客の飲酒運転を防止するための措置を講じるよう努めなければなりません。

② 酒類販売業者の責務

- 飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。

③ 駐車場所所有者等の責務

- 飲酒運転撲滅に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。
- 駐車場の管理人に利用者が飲酒しているか確認させるなど、飲酒運転を防止するための対策を講じるよう努めなければなりません。

①～③の事業者及びタクシー事業者、運転代行業者の責務

- 来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがあるときは、警察官に通報しなければなりません。

①の飲食店が飲酒運転違反者に酒類を提供した場合

公安委員会から違反事実が通知され、1年以内に再度違反者が出たときに、飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その取組を怠った場合、店名の公表と併せて指示書の店内掲示が義務付けられます。

掲示しない場合、5万円以下の過料

* 飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店に登録しましょう。

条例では、県内の事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、飲酒運転防止の取組(啓発チラシ・ポスターの掲示など)を行うよう努めることとされています。



宣言の届出はお済みですか?

県に届出書を提出していただくと、内容の確認後、登録証・ステッカーを交付します。また、県のホームページで事業者名や取組内容を紹介します。

※届出書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

※届出は、FAX・郵送・電子メール等のほか、県ホームページからの「電子申請」が利用できます。



「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録について

～ 平成 24 年 7 月 3 日から、電子申請がご利用いただけます ～

平成 24 年 4 月 1 日に施行された福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録とは、事業者の皆さんに宣言を行った旨を届け出いただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言企業」であることを示す登録証を発行し、県のホームページで紹介します。



1 対象

事業者（県内で事業を営む個人又は法人その他の団体）

2 届出方法

※従来どおり、紙による届出も受け付けています。

(1) 紙で届け出る場合

届出書（様式第 1 号）に必要事項をご記入の上、下記の「4 届出先・問い合わせ先」まで、郵送・FAX または電子メール等にてご提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧をあわせて添付してください。

※届出書は県のホームページからダウンロードできます。

撲滅宣言ホームページ

検索

※届出書様式の郵送をご希望の方は、下記「4 届出先・問い合わせ先」にご連絡ください。

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言企業の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。（詳細は裏面を参照してください。）

3 その他

届け出ていただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続きのため送付までに期間を要する場合があります。

4 届出先・問い合わせ先

福岡県新社会推進部生活安全課交通安全係

anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7



「ふくおか電子申請サービス」での届出方法

- 1 福岡県のホームページのトップページから、左下にある「電子申請・様式ダウンロード」をクリックすると、「ふくおか電子申請サービス」画面が表示されます。
- 2 申請者 ID を取得するため、画面左上の「申請者情報登録」をクリックし、必要事項の入力等画面の指示に従い、ID を仮登録する。
※申請者 ID を既に取得している事業者の方は、4へ進んでください。
- 3 申請者情報仮登録のメールを受信し、メールに記載されているリンクからパスワードを設定して ID を本登録する。
- 4 再度、1の「電子申請・様式ダウンロード」をクリックし、「手続きの検索」の「よく使われている手続き」から『福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」の届出』をクリック
- 5  電子申請ボタンをクリック
- 6 3で本登録した ID とパスワードを入力
- 7 飲酒運転撲滅宣言企業の届出入力画面が表示されますので、必要事項を入力し、画面下の「次へ」をクリック
- 8 連絡先情報を確認し、必要に応じ訂正入力等を行い「次へ」をクリック
- 9 届出書が表示されますので、内容を確認。誤りがなければ、画面下の  をクリックして、届出書の控えを出力
- 10 「送信」をクリック。「送信を完了しました。」と表示されたら届出の手続きは完了です。「終了」をクリックしてログアウトしてください。

「飲酒運転撲滅推進計画」の策定について

福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、①管理体制、②社内処分、③従業員等に対する啓発、飲酒に係る検診等に関する事項について、「飲酒運転撲滅推進計画」の策定をするなどの飲酒運転の撲滅を推進する取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言ホームページ」に推進計画の例を掲載しています。例を参考に、事業者の皆さんの実態に合わせた計画を策定し、飲酒運転撲滅へ積極的な取組をお願いいたします。

飲酒運転は
絶対しない！させない！許さない！

福岡県『飲酒運転撲滅宣言企業』届出書

該当する取組内容にチェックしてください。

この宣言書に記載された内容を福岡県飲酒運転撲滅宣言ホームページに登録し、掲載します。

飲酒運転撲滅宣言書

飲酒運転撲滅運動を推進するため、次の事項について取組みを行うことを宣言します。

取 組 内 容 （ 宣 言 ）

- ☐ 飲酒運転撲滅推進計画の策定
- ☐ 飲酒運転撲滅のための管理体制の整備
- ☐ 社内、企業施設内での飲酒禁止
- ☐ 車両使用従業員への事前点検の実施
- ☐ ポスター・チラシ等の掲示
- ☐ 社内研修等の実施
- ☐ 従業員の家族に対する啓発
- ☐ その他（下欄にご記入ください）

（ふりがな）

事業者名称 _____

（ふりがな）

代表者職名 氏名 _____

貴社に関する内容について以下の欄に記入してください。（◆印がついている項目は必須）

項 目	内 容	備 考
届出日◆	平成 年 月 日	
確認事項◆ （両項目のチェックが登録の要件です）	☐ 事業主・役員は暴力団員等に該当せず、また密接な関係ありません。 ☐ 届出書に記載した、宣言内容、事業所名称、所在地、支店・支社数、ホームページ URL（有の場合）については、福岡県が公にすることに同意します。	
業種◆ （主たるもの 1つにチェック）	☐ 農業、林業、漁業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業、郵便業 ☐ 卸売業、小売業 ☐ 金融業、保険業 ☐ 不動産業、物品賃貸業 ☐ 学術研究、専門・技術サービス業 ☐ 宿泊業、飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業、娯楽業 ☐ 教育、学習支援業 ☐ 医療、福祉 ☐ 複合サービス事業 （他に分類されないもの） ☐ その他	
従業員数◆ （1つにチェック）	☐ 1～9人 ☐ 10～29人 ☐ 30～49人 ☐ 50～99人 ☐ 100～499人 ☐ 500人～ ※パート、アルバイトを含む	
一括届出 支店・支社数	※支店・支社を一括して届け出る場合に記載し、 支店・支社の一覧を添付してください。	
所在地◆	〒 ※記入例：福岡市博多区東公園 7-7 ○○ビル 2 階	
TEL◆	()	
ホームページ URL◆	☐ 有 < _____ > ☐ 無	
メールアドレス◆	☐ 有 < _____ > ☐ 無	

【ご担当窓口用】 *は上記と異なる場合のみ入力してください。

担当者氏名	
担当者部署	
TEL *	
メールアドレス *	
通信欄	

【届出事業者の皆様へのお願い】

- 1 県のホームページ等で、届出書に記載されている事業者の名称、宣言内容（取組内容）、所在地、一括届出支店・支社数、ホームページ URL を紹介します。
 なお、県のホームページに掲載を希望しない場合には、通信欄にその旨を申し出てください。
- 2 「飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」第 17 条第 1 項の飲酒運転撲滅推進計画を策定された場合は、福岡県生活安全課にご報告をお願い致します。
 なお、推進計画の例を県のホームページ「飲酒運転撲滅ホームページ」に掲載していますので、作成の参考にしてください。